

平泉町屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

平泉町長 青木 幸保

平泉町規則第6号

平泉町屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
平泉町屋外広告物条例施行規則（平成21年平泉町規則第14号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
<p>（平泉町屋外広告物等表示等許可期間更新申請書）</p> <p>第10条 条例第7条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日の2週間前までに、平泉町屋外広告物等表示等許可期間更新申請書（様式第4号）に次に掲げる書類</p> <p>_____</p> <p>_____及び写真を添えて、町長に提出しなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）平泉町屋外広告物等現況調書_____（様式第5号。以下「<u>現況調書</u>_____」という。）_____</p> <p>（3）当該広告物又は広告物を掲出する物件の写真（申請前<u>1月</u>以内に撮影した<u>手札判の天然色</u>写真で、<u>裏面に撮影年月日</u>を記入したもの_____）</p> <p>2 前項第2号に掲げる<u>現況調書</u>は、条例第24条第1項に規定する<u>管理する</u>_____者が記載しなければならない。<u>ただし、同項ただし書に規定する広告物又は広告物を掲出する物件に係る現況調書については、この限りでない。</u></p>	<p>（平泉町屋外広告物等表示等許可期間更新申請書）</p> <p>第10条 条例第7条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日の2週間前までに、平泉町屋外広告物等表示等許可期間更新申請書（様式第4号）に次に掲げる書類（<u>条例第13条の3第1項ただし書に規定する広告物又は広告物を掲出する物件に係る許可期間更新申請書の場合には、第2号に掲げる書類を除く。</u>）及び写真を添えて、町長に提出しなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）平泉町屋外広告物等安全点検報告書（様式第5号。以下「<u>安全点検報告書</u>」という。）（申請前3月以内に点検したものに限る。）</p> <p>（3）当該広告物又は広告物を掲出する物件の写真（申請前<u>3月</u>以内に撮影した_____天然色写真で、_____撮影年月日を記入したものに<u>限る。</u>）</p> <p>（4）<u>その他町長が必要と認める書類</u></p> <p>2 前項第2号に掲げる<u>点検報告書</u>は、条例第13条の3第1項の規定により点検を実施する者が記載しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____（点検内容等）</p> <p>第16条の2 <u>条例第13条の3第1項に規定する点検は、<u>広告物又は広告物を掲出する物件の基礎部、上部構造、支持部、取付部、広告板、照明装置等の変形、腐食、ボルト、ビス等のゆるみ、劣化、破損その他の屋外広告物等安全点検報告書の項目について、実施するものとする。</u></u></p> <p>_____（点検を要しない広告物等）</p> <p>第16条の3 <u>条例第13条の3第1項ただし書の規則</u></p>

で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、別表第2の3で定める広告柱・広告スタンド、立看板、広告幕・のれん・バナー、はり紙、はり札又は次のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第6条第1項第1号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件のうち法令の規定により条例第13条の3の規定による点検に相当する措置を講じることとされているものとして町長が定めるもの

(2) 条例第6条第1項第2号及び第4号から第6号までのいずれかに該当する広告物又は広告物を掲出する物件

(資格を有する点検を実施する者等による点検を要する広告物等)

第16条の4 条例第13条の3第2項の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、高さが4mを超え、かつ、表示面積が10m²を超えるもの(別表第2の3に定める許可の期間が6月以内とされているものを除く。)とする。

(資格を有する点検を実施する者等)

第16条の5 条例第13条の3第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者

(2) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号イの試験に合格した者

(3) 町長が指定する屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

(資格を有する管理する者等)

第22条 (略)

2 条例第24条第2項の規則で定める資格を有する者は、第16条の5第1号又は第2号のいずれかに該当する者とする。

(資格を有する管理する者等)

第22条 (略)

2 条例第24条第2項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者

(2) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号イの試験に合格した者